

○大山町広告事業実施要綱

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、広報紙、ホームページ、自主放送等に広告を掲載することで、次の効果を上げることが目的とする。

- (1) 自主財源の確保
- (2) 生活情報の提供
- (3) 地場産業の活性化

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広報「だいせん」、大山町公式ホームページ、大山チャンネルその他、庁舎・車両等のうち広告掲載が可能な町の資産をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載、掲出、放送することをいう。
- (3) 審査会 広告媒体に掲載する広告掲載の可否を判断するための会をいう。

(広告掲載基準)

第4条 行政の中立性・公共性を著しく損ねる恐れのある可能性がある次のものについては、広告掲載を許可しない。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその恐れがあるもの
- (3) 別表第1に掲げる規制業種等に関するもの及び規制広告
- (4) 別表第2に掲げる禁止表現に該当するもの
- (5) 個人名(商店名に個人名を含む場合を除く。)
- (6) その他、審査会の審査により広告媒体の性質上、不相当と認めたもの

2 別表第3に掲げるものについては、原則として広告掲載を認めるものとし、同表に記載の無いもの、個別に判断が必要なものについては、審査会の審査で掲載の可否を判断するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載は、公共性又は地域性の高いものを優先的に掲載するものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載は、1月単位の期間とし、最長1年までとする。ただし、広報「だいせん」への掲載は発行1回ごととし、最長1年までとする。

2 1年経過後に再申請があったときは、審査会の審査により適当と認めた場合にのみ、さらに1年までの掲載を行い、以後も同様とする。

3 広告掲載の開始日は、当該広告を掲載する月の第1日とし、原則として当日の午後5時までに掲載するものとする。

4 広告掲載の終了日は、当該広告を掲載する月の末日とし、原則として当日の午後5時までに削除するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、広告掲載の開始日又は終了日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下、「休日等」という。)にあたる場合は、原則として休日等の翌日を開始日又は終了日とみなす。

(広告掲載の規格及び掲載料)

第7条 広告は、広告媒体にあわせて、別表第4に定める規格及び掲載料とする。

2 広告主は、広告掲載料を町が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

3 広告の作成は、すべて広告主の責任と負担で行うものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広告媒体を通じて行うものとする。

2 前項の規定による募集は、原則として半年単位とする。ただし、空きが生じた場合又は空きが生じる予定の場合は、その都度募集する。

(広告掲載の申込)

第9条 広告掲載希望者は、別記様式により、掲載開始日から起算して10日前までに広告掲載を申し込むものとする。

2 審査会の審査により疑義が生じた場合は、広告主は審査会の求める資料を提出するものとする。

3 審査会の審査により掲載内容に修正が必要と認められた場合は、広告主にその旨を通知し、修正があった場合にのみ広告掲載するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を直ちに取消し、広告主にその旨を

通知する。

- (1) 広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 第4条の規定に違反したと審査会が認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げることができるものとし、その場合、書面によって申し出るものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 次の場合は、納付済の広告掲載料を広告主に返還するものとする。ただし、納付済の広告掲載料には利子を付さない。

- (1) 町が広告掲載を取り消したとき。
- (2) 広告主が広告掲載を取り下げたとき。
- (3) 広告主の責に帰さない理由で広告掲載しなかったとき(3日以内の期間で、機器の保守・工事、天災等、町の責めに帰さない場合を除く。)

2 前項の規定に係わらず、1月単位の広告については広告掲載料を返還しない。

3 複数月の広告については、広告掲載を取り消した日、広告掲載を取り下げる旨の書面を町が受理した日又は広告主の責めに帰さない理由で広告掲載しなかった日から広告掲載を再開又は終了した日までの期間(以下「未掲載期間」という。)の広告掲載料を日割り計算(1日未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)により算出して広告主に返還するものとする。

4 前項の規定に係わらず、未掲載期間が3日以内のときは広告掲載料を返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任と負担において解決しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他の事項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日告示第99号)

この告示は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

	項	内容
規制 業 種 等	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種
	2	貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、消費者契約法(平成12年法律第61号)に規定する消費者への金銭の貸付けを行う消費者金融業に該当する業種
	3	民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続又は更正手続の開始の決定を受けた者
	4	広告掲載する日前6月以内に国、都道府県及び市区町村の指名停止措置を受けた業者又は指名停止措置を現に受けている業者
	5	公営競技、公営くじその他のギャンブル(金銭や品物などの財物を賭けて偶然性の要素を含む勝負を行い、その勝負の結果によって賭けた財物のやりとりを行う行為)に係る業種
規制 広 告 等	6	製造、販売、売買、譲渡、貯蔵、所持、貸与、使用その他の行為が法令で禁止されている物件又は役務に関するものであって、当該禁止された行為を伴う物件又は役務の提供に係るもの
	7	前項に掲げる行為について行政庁の許可その他の手続が必要な物件又は役務の提供であって、当該行政庁の許可その他の手続を経ずに提供するもの
	8	次の各号に該当し、又はその恐れがあるもの
		①人権侵害、差別、名誉き損又はひぼう中傷 ②性的表現、犯罪の誘発、暴力性又は残虐性の助長等により、青少年の健全な育成を阻害する要素を含むもの ③不当な比較広告

	④政治団体による政治活動を目的とし、又は助長するもの
	⑤宗教団体による布教推進を目的とし、又は助長するもの(歴史・民俗・伝統文化に関するものを除く。)
	⑥第三者の著作権その他の権利又はプライバシーを侵害するもの
	⑦非科学的な根拠、迷信に依拠する内容であって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるもの(歴史・民俗・伝統文化に関するものを除く。)
9	消費者保護の観点から、掲載しないことが適当であるものとして審査会が認めるもの

別表第2(第4条関係)

禁止表現	具体例
閲覧者に誤解を与える恐れがあるもの	バナー広告のリンク先が広告主のホームページと判断できないもの 閲覧者の意図しないうちに、別のホームページへ誘導するもの 機能しないプルダウンメニュー等
閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの	コントラスト(明度差)の強い画像 性に関する表現が著しいもの 暴力・犯罪を肯定するもの 残酷な描写があるもの等
配色やデザインが町の広告媒体と著しく調和を欠くもの	原色の配分が多すぎるもの等
主義主張の表明が強すぎるもの	
誇大表現や虚偽の内容を表示するもの	最高、一番、完全、首位、絶対、永久、万能、トップ、チャンピオン、100パーセント等 (企業名、商品名等の場合は可能)

別表第3(第4条関係)

種別	内容
人事募集	雇用主、所在地、電話番号、業種、応募者の職種、待遇が明示されている 労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律

	<p>第113号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の法令に違反しないもの</p> <p>人材募集を装い、閲覧者に商品の売りつけや出資をさせる疑いがないもの</p> <p>売春等の斡旋や勧誘の疑いがないもの</p>
教育	<p>「学校」の名称を使用している場合、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定められた教育施設であるもの。ただし、審査会が認めた場合は「同法に基づく学校でない」旨の表示を付加したうえで掲載することができる。</p> <p>根拠の無い合格率や就職率、将来を確約するような表現がないもの</p> <p>任意団体が与える資格、称号を国家資格と誤認するような表現がないもの</p> <p>簡単に資格が取得できる、又は簡単に高収入につながるというような表現がないもの</p> <p>講習、講座等を装い、商品を売りつけたり、資金集めを目的としないものであること</p>
医療	<p>医療法(昭和23年法律第205号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)等の関係法令に違反しないもの</p>
高齢者福祉	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)、有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)等の関係法令に違反しないもの</p>
薬事	<p>薬事法(昭和35年法律第145号)、医療品等適正広告基準(昭和55年薬発第1339号)等の関係法令に違反しないもの</p>
不動産	<p>宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)、不動産の表示に関する公正競争規約(平成14年公正取引委員会認定)、不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(平成14年公正取引委員会認定)による表示規制等の関係法令に違反しないもの</p>
風紀	<p>広告主が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されている業種、事業者、類似団体でないもの</p> <p>広告主が、消費者金融及びその類似団体、たばこ、ギャンブルに係る業種、事業者でないもの</p>

	その他青少年の健全育成に害を与える恐れがないもの
娯楽	犯罪を誘発する恐れがないもの
	犯罪被害者、その他関係者の人権侵害を助長しないもの
	掲載内容が事実に反せず、閲覧者が誤認する恐れのないもの
	露骨な性表現、麻薬、賭博、売春等、青少年へ悪影響を及ぼす恐れのないもの
経済	割賦販売法(昭和36年法律第159号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)、利息制限法(昭和29年法律第100号)等の関係法令に違反しないもの
	金融商品、保険商品については、将来における利益、安全性等の根拠が明確であり、誤解を与える恐れがないもの
	商品先物取引ではないもの
	有価証券については、広告主が、銀行、信託会社、その他政令で定められた金融機関、証券会社で許可されているもの
	小売業、販売業、サービス業については、金額を表示していないもの。 ただし、1年以上の長期にわたって金額に変動が生じないものを除く
その他	意見広告ではないもの
	他社の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を無断使用していないもの
	旅行の募集については、広告主が旅行業の登録済であり、かつ、その内容が明確であるもの
	古物については、広告主が、古物営業法(昭和24年法律第108号)により許可されているもの
	墓地については、広告主が、市町村長の許可を得ており、かつ許可を受けた区域のものであること

別表第4(第7条関係)

種別	広告の規格	掲載可能 枠数	掲載料	備考
広報「だ いせん」	1号(縦5cm×横18cm) 1段通し	1枠	20,000円/回	
	2号(縦5cm×横9cm)	2枠	10,000円/回	

	1/2段			
	3号(縦5cm×横6cm)	3枠	5,000円/回	
	1/3段			
町ホームページ	サイズ 縦50ピクセル×横200ピクセル 画像形式 JPEG、PNG、GIF (アニメーション不可) 容量 10KB以下	各3枠	行政ページ 5,000円/月 観光ページ 8,000円/月	
大山チャンネル	静止画CM (30秒/回)	3枠	10,000円/月	文字情報・画像は切替り ません
	動画CM (3分以内/回)	1枠	20,000円/月	各番組の前後に流しま す
その他	横断幕、ステッカー等	—	20,000円/月 1m <sup>2</sup> につき	1m <sup>2</sup> 未満の端数は切り上 げ

別記様式（第9条関係）

大山町広告掲載申込書

年 月 日

大山町長 様

広告掲載申込（責任）者

住 所

氏 名

（名称）

印

電話番号

FAX番号

E-mail

大山町広告掲載に関する要綱第9条の規定により、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	掲載開始日 年 月 日 掲載終了日 年 月 日
種別	・ 広報「だいせん」 ・ 町ホームページ ・ 大山チャンネル
広告の規格	広報 ・ 1号（縦5cm×横18cm）・ 2号（縦5cm×横9cm） ・ 3号（縦5cm×横6cm）
	ホームページ ・ 縦50ピクセル×横200ピクセル ・ 画像形式（アニメーション不可） ・ GIF ・ JPEG ・ PNG ・ 容量（ KB） ただし10KB以下
	大山チャンネル ・ 静止画 30秒/回 ・ 動画 3分以内/回
リンク先	

別記様式(第9条関係)